

案件 1 名古屋港稲永ふ頭地区について

(1) 関連する議案

第 16 号議案	名古屋都市計画区域区分の変更
第 17 号議案	名古屋都市計画用途地域の変更
第 18 号議案	名古屋都市計画高度地区の変更
第 20 号議案	名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更
第 21 号議案	名古屋都市計画臨港地区の変更
第 22 号議案	名古屋都市計画緑化地域の変更

(2) 都市計画変更の理由

名古屋港稲永ふ頭地区において、名古屋港管理組合による公有水面埋立事業と市域への編入手続きが完了したことから、同組合からの臨港地区の指定申し出を受け、今後の土地利用に向けて区域区分及び用途地域等の変更を行う。

(3) 都市計画変更の概要

ア 区域区分の変更

公有水面埋立事業が竣功した区域を市街化区域に編入するため、区域区分を変更する。（面積 約 3.4ha）

事 項	区域区分
変更前	市街化調整区域
変更後	市街化区域

イ 用途地域等の変更

区域区分の変更に伴い、周辺の指定状況にあわせて、用途地域等を変更する。

事 項	用途地域	容積率/ 建蔽率	高度地区	防火・ 準防火地域	臨港地区	緑化地域
変更前	—	—	—	—	—	—
変更後	工業地域	200/60	絶対高 31m 高度地区	準防火 地域	臨港地区	緑化地域

【参考図】

